

独立行政法人改革等に関する分科会について

平成 25 年 10 月 15 日

1. 開催経緯

- 独立行政法人改革については、本年 6 月の第 3 回行政改革推進会議において、制度見直しを中心に中間的整理を行った。同会議において、総理から「中間的整理を踏まえ、年末に向けて、組織見直しなど更に検討を進めるよう指示がなされたところ。
- 御指示を踏まえ、独立行政法人改革等について検討を行うため、本年 9 月 20 日、行政改革推進会議の下に「独立行政法人改革等に関する分科会」を立ち上げ。
- 今後、分科会の下におかれたWGにおいて法人のヒアリングを進めながら、年末に向けて見直し方針を策定する予定。

2. 開催状況等

9 月 20 日 分科会の開催について決定

9 月 26 日 第 1 回分科会開催

※分科会の下に 4 つのワーキンググループを設けることを決定。

(第 1 WG) 研究開発法人、外務省、防衛省所管の独立行政法人

(第 2 WG) 総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省所管の独立行政法人

(第 3 WG) 内閣府、消費者庁、財務省、農林水産省、国土交通省(都市再生機構を除く)、環境省、原子力規制委員会所管の独立行政法人

(第 4 WG) 都市再生機構

10 月 2 日～ 各WGを順次開催

・個別法人のヒアリングを実施中。

独立行政法人改革等に関する分科会構成員[分科会長]

樫谷 隆夫 公認会計士・税理士

[分科会長代理]

梶川 融 太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員

[委員]

大塚 陸毅 東日本旅客鉄道株式会社相談役

小林 栄三 伊藤忠商事株式会社取締役会長

渡 文明 JXホールディングス株式会社相談役

[第1ワーキンググループ] (担当:研究開発法人、外務省、防衛省所管の独立行政法人)

座長 樫谷 隆夫 公認会計士・税理士(分科会長兼任)

座長代理 岡本 義朗 新日本有限責任監査法人エグゼクティブディレクター
／EY総合研究所主席研究員

委員 有信 睦弘 東京大学監事
梅里 良正 日本大学医学部社会医学系医療管理学分野診療教授
畠中 誠二郎 中央大学総合政策学部教授

[第2ワーキンググループ] (担当:総務省、文科省、厚労省、経産省所管の独立行政法人)

座長 梶川 融 太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員(分科会長代理兼任)

座長代理 小幡 純子 上智大学法科大学院教授

委員 秋池 玲子 ポストンコンサルティンググループパートナー&マネージング・
ディレクター

河井 聡 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士

工藤 裕子 中央大学法学部教授

[第3ワーキンググループ] (担当:内閣府、消費者庁、財務省、農水省、国交省(都市再生機構除く)、環境省、原子力規制委員会所管の独立行政法人)

座長 山本 清 東京大学大学院教育学研究科教授

座長代理 土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部教授

委員 河村 小百合 株式会社日本総合研究所調査部主任研究員

玉井 克哉 東京大学先端科学技術研究センター教授

中里 透 上智大学経済学部准教授

[第4ワーキンググループ] (担当:都市再生機構)

座長 吉野 直行 慶應義塾大学経済学部教授

座長代理 高木 勇三 公認会計士

委員 浅見 泰司 東京大学空間情報科学研究センター教授

太田 康広 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授

田中 弥生 独立行政法人大学評価・学位授与機構教授

第1回独立行政法人改革等に関する分科会(9/26)

稲田行政改革担当大臣御挨拶の概要

- 委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、「行政改革推進会議・独立行政法人改革等に関する分科会」に御参集いただき、御礼申し上げます。分科会の立ち上げに当たり、一言御挨拶申し上げます。
- そもそも行政とは国民へのサービスそのものであり、単に切れればよいというものではなく、限られた資源で、いかに効率的・効果的にサービスを提供できるかという視点が重要であります。
- 今般の独立行政法人改革においても、我が国を取り巻く種々の政策課題の解決に向けて、行政サービスを提供するための重要な政策実施機関である独立行政法人をいかにより有効活用するかという観点から検討を進める必要があります。
- このため、今回の改革では、まず、それぞれの法人が本来期待される政策実施機能を十分に発揮できるよう、制度や運用の改善を図るとともに、最適な組織環境を整える必要があります。
また、同時に「民でできることは民で」の視点から業務・組織を見直し、独法を含む「官」のスリム化を図ることや、業務・財務の透明性を高め法人の経営効率を上げていくことも重要な課題となります。
- こうした点を踏まえ、本年前半は、制度面を中心に検討を進め、6月に中間的整理を行ったところです。
今後、本分科会において、この中間的整理を踏まえながら、組織見直しを中心に御検討いただきますが、その際、予断をもって無理な数合わせを行うのではなく、まずは丁寧なヒアリングを通じて各法人の業務内容を十分に吟味いただいた上で、年末に向けて、しっかりと組織見直し等の改革案をとりまとめていただきたいと考えております。
具体的には、政府として、「組織見直しの視点」を用意しましたので、後程、事務方から説明いたします。
- 独立行政法人改革は、過去2度に渡って改革法案が廃案になるなど、長い議論の経緯はあるものの、いまだ実現に至っていません。まさに「百の議論よりも一の実行」が求められております。
「政策実施機能の向上」と「官の肥大化防止・スリム化」の両立を図るという「地に足の着いた改革案」をとりまとめ、これを着実に実施することにより、第1次安倍内閣で着手して以来の「改革の集大成」としたいと考えております。
- 委員各位の御協力を何卒よろしくお願いいたします。

独立行政法人改革等に関する分科会
第1ワーキンググループ(第1回)議事概要

- 日時：平成25年10月4日(金)17:30~21:05
- 出席者：(委員) 榎谷座長、有信委員、岡本委員、畠中委員
(事務局) 行政改革推進本部事務局
(文部科学省) 川上政策評価審議官、土屋科学技術・学術政策局長ほか
(国土交通省) 難波大臣官房技術総括審議官、森大臣官房技術審議官ほか
- 文部科学省所管の物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、海洋研究開発機構、国土交通省所管の土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所からヒアリングを行った。
- ヒアリングでの主な論点は以下のとおり。

【文部科学省】

(現行制度や運用に関する意見)

- ・ 文部科学省から以下のような考え方を提示
 - ・ 研究開発法人は国家戦略として研究開発を実施する機関であり、イノベーション創出を担う機関として重要
 - ・ 法人の長のリーダーシップによって、研究開発の特性を踏まえた世界標準の法人運営が可能となる、新たな研究開発制度の創設が必要
 - ・ 新たな法人制度は研究開発成果の最大化を第一目的とし、内閣府(科学技術担当)のが研究開発の特性を踏まえた運用を実施(独法制度の枠外に置く)
 - ・ 新制度においては、①財政規律の遵守、②国家戦略の実施機関としての位置づけの制度化、③主務大臣による臨機応変の指示、④専門的評価の実施、⑤国際競争力の高い人材の確保、を措置
- ・ 出席委員から、文部科学省の主張に対し、以下の点について質疑の上、文部科学省から提示された事項については、現行法の改正や運用改善等を通じ、独法制度の枠内で実現可能ではないかとの指摘
 - ・ 別法化することの具体的理由
 - ・ 独立行政法人制度で研究開発成果の最大化が図れない理由
 - ・ 独立行政法人制度で実現できない具体的項目

(組織見直しに関する事項)

- ・「独立行政法人の制度・組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)における 5 研究機関(物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、科学技術振興機構、理化学研究所、海洋研究開発機構)の組織見直し案についての現在の考え方
- ・「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)における組織見直し案(防災科学技術研究所と海洋研究開発機構の統合)についての現在の考え方
- ・研究開発分野において資金配分を行う法人(所管法人外の法人を含む)間の役割分担

【国土交通省】

- ・「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)における 4 研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合案についての現在の考え方
- ・「独立行政法人の制度・組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)における 5 研究機関(土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港研究所、電子航法研究所)の組織見直し案についての現在の考え方
- ・ヒアリング対象 5 法人の研究内容の現状、組織の在り方

【まとめ】

- 本日の議論を踏まえ、本WGと文科省との間には見解の大きな相違があることを確認し、引き続き議論を継続することが適当とされた。
- 出席委員により意見交換を行い、引き続き各法人のヒアリングを行いつつ検討を進めることとした。

(文責：内閣官房行政改革推進本部事務局(速報版のため事後修正の可能性あり))

独立行政法人改革等に関する分科会
第4ワーキンググループ(第1回)(10/11)
稲田行政改革担当大臣御挨拶の概要

- 委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、「行政改革推進会議・独立行政法人改革等に関する分科会第4ワーキンググループ」に御参集いただき、御礼申し上げます。本ワーキンググループの立ち上げに当たり、一言御挨拶申し上げます。
- 本ワーキンググループは都市再生機構(UR)についてご検討をいただきますが、URについては、第1次安倍内閣で着手した独立行政法人整理合理化計画で取り上げられて以来、種々の改革案が検討され、昨年には当時の岡田副総理の下、内閣府に調査会を設けて検討がなされました。しかし、
- ・ 事業資金のほとんどを約13兆円もの有利子負債に依存する脆弱な財務構造であり、金利が上昇すれば財務状況が悪化しかねないこと
 - ・ 高度成長に伴う大都市圏の住宅供給という初期の政策目的は失われ、都心のタワーマンションなど民間と競合する事業もみられること
 - ・ 賃貸住宅の老朽化と、そこに長く住む居住者の高齢化・低所得化が進んでいること
 - ・ ニュータウン事業について、土地の処分に伴う更なる損失の発生も懸念されること
- など、諸論点が複雑に絡み合うため、長い検討の経緯はあるものの、いずれも十分に実現可能な解決策とはなっていないところではあります。
- しかしながら、先に述べたように、URが乗り越えなければならない種々の壁を考えれば、改革を先送りすることは決して許されないと考えます。
- そこで、URについては、これを集中的に検討する場が必要と考え、経営や住宅政策等のご専門の先生方にお集まりいただき、URを専担で検討するWGを設置することとしました。
- 私としては、今回の検討を、第1次安倍内閣で着手して以来の「改革の集大成」としたいと考えています。そこで、委員の皆様には、URに関する既往の提言も検証しながら、URの今後の政策的役割を明確にした上で、健全な財務構造への転換を図り、民業補完の徹底と政策実施機能の発揮とを両立しうる実現可能な改革案を取りまとめていただきたいと思います。
- 具体的には、「検討の視点」を用意しましたので、後程、事務方から説明いたします。
- 委員の皆様には年末までの短期間で極めて多岐にわたる検討をお願いすることになりますが、皆様のご協力のもと、丁寧かつ忌憚のないご審議のほど、何卒よろしくお願いいたします。